



2020年2月19日

各 位

会社名 日本精鉱株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡邊 理史
(コード番号 5729 東証第2部)
問合せ先 常務取締役企画管理部長 若林 武則
(TEL 03-3235-0021)

第三者割当による自己株式の処分の中止に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、2020年2月7日付けにて公表しました第三者割当による自己株式の処分を中止することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 中止の理由

当社は、2020年2月7日付「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、同日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことを決議しております。

これに対し、2020年2月17日付「株主による自己株式処分の差止め仮処分の申立てに関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、当社株主である株式会社川嶋、川嶋義勝氏、株式会社三光、株式会社三興企画及び富士興産株式会社から、2020年2月14日、東京地方裁判所に自己株式処分の差止め仮処分の申立てがなされました。

当社といたしましては、本自己株式処分は、厳しさを増す当社グループを取り巻く事業環境への対応及び当社グループの事業基盤強化に必要なものであると考えておりますが、株主からの差止め仮処分の申立てがあったという事実を真摯に受け止め、株主との相互理解をより深めるための説明と対話を行っていくことが必要と考えており、本日開催の取締役会にて慎重に検討した結果、本自己株式処分の中止を決議いたしました。

2. 中止に伴う今後の影響

本自己株式処分は、処分予定先である株式会社ナガワ（以下「ナガワ」という。）との関係構築並びに株式の相互保有を目的としたものであり、調達資金はナガワ株式の取得資金に充当することを予定していましたが、今回の本自己株式処分の中止に伴いナガワの株式取得も見送ることとなりました。

なお、本自己株式処分の中止が当社の業績に与える影響は軽微であります。

3. 今後の方針及び見通し

今後の方針及び見通しにつきましては、現在検討中であり何も決定しておりません。開示すべき事項が生じましたら適時に開示してまいります。

(参考) 本自己株式処分の概要

- (1) 処分期日 2020年2月26日
- (2) 処分株式数 普通株式 165,000株
- (3) 処分価額 1株につき2,256円
- (4) 調達資金の額 372,240,000円
- (5) 処分予定先 株式会社ナガワ 165,000株

※ 詳細は、2020年2月7日付「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

以上